

新市建設計画「合併まちづくりプラン」の 計画変更に係る基本方針

1. 新市建設計画「合併まちづくりプラン」とは

当計画は、石狩市・厚田村・浜益村が合併するとした場合を想定し、新市が目指す方向性を示した新市将来構想の実現に向け、具体的な事業計画に基づき合併によるまちづくりの指針を定め、合併後における新市の速やかな一体化に配慮するとともに、地域の特性を活かした均衡ある発展と市民福祉の向上を目指して策定（平成16年10月石狩市・厚田村・浜益村合併協議会）されました。

計画の構成は、新市のまちづくりの基本方針とその実現のための施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画が中心となっています。

当初の計画期間は、平成17年度から平成26年度まででしたが、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が平成24年6月に改正され、被災した合併市町村については10年間、それ以外については5年間、合併特例債の発行期限が延長されました。

本市においては平成26年12月に計画期間を令和2年度までに延長しています。

2. 法令改正について

平成30年4月25日、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の発行期限が、再度、5年間延長されたことから、本市においても令和7年度まで発行することが可能となりました。

3. 計画変更について

今回の計画変更は、施策の内容を見直すものではなく、本市において令和7年度まで合併特例債を有効に活用するための環境を整えるものであり、計画期間の延長が主たるものです。

(1) 計画の変更内容は、「①計画期間の延長」と、それに伴う「②将来推計人口の見直し」及び「③財政計画の延長」となります。

(2) 変更内容ごとの詳細は、以下のとおりです。

① 計画期間の延長について

計画期間を平成17年度から令和7年度（2005年度から2025年度）までとします。

② 将来推計人口の見直しについて

これまで国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」を活用していましたが、今回については、より実態に即した値となるよう「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月策定）」の人口ビジョンを活用します。

※石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」に基づき、市の各施策効果を勘案し、独自に推計したものの。

③ 財政計画の延長について

計画期間を平成17年度から令和7年度（2005年度から2025年度）までとします。

4. 変更に関わるスケジュール

令和元年7月	基本方針の策定 総務常任委員会に基本方針の提示 厚田区地域協議会と協議
8月	浜益区地域協議会と協議 パブリックコメントの実施
9月	パブリックコメントの結果作成 計画変更の原案決定
10月	計画変更について北海道と協議 計画変更議案の決定
11月	第4回石狩市議会定例会に議案提出